

令和6年 第2回浅口市農業委員会議事録

令和6年2月15日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

事務局長 田中 太志

書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第2号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第3号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和6年3月15日（金））

開会（午後１時２７分）

議長 それでは、これより会議を開きたいと思います。よろしくお願ひします。

この会議が終わった後、勉強会を開催しますので、なるべく早く会議を終わらせたいと思います。また、暑くなったり寒くなったりしますので、インフルエンザが非常にはやっておりますので、その点お気をつけ願ひたいと思います。

それでは、これより令和６年第２回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は１２名で定足数に達しております。また、推進委員は１３名の参加であります。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において１番大橋委員、２番渡邊委員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第３、議事に移ります。

議案第５号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

５０６番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は２ページになりますのでお開きください。

議案第５号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和６年２月１５日提出。

番号５０６－１、鴨方町六条院中、田、２９平米。同じく２ほかといたしまして、田５筆、１、１１２．３８平米、畑２筆、１、４２７平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、１１番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 １１番渡邊です。

この案件の場所は、国道２号線の東の信号を入れて県道東安倉鴨方線を５００メートルぐらい入ると、左手に仏堂池という池があります。その南側３００メートルぐらい行った場所になります。これは譲渡し人の父親が以前購入して耕作しておりましたが、亡くなられて譲渡し人が相続したものになります。譲渡し人は遠方のため、管理できないということで近隣の方に譲り渡すことが決まったそうです。問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、506番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

事務局長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局長 続きまして、507番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号507、鴨方町本庄、田、1,025平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 7番柚木です。

議長 地図は3、4ページになります。場所は農免道の本庄橋を越えたファミリーマートから西へ大体100メートルぐらいのちょっと南側、へえでこの譲受人が昔耕作をやっていまして、譲渡人、〇〇〇〇氏がもう高齢で農業をやめたもんですから譲ってくれという話で、先月15日にまとまったんです。へえで問題ないと思いますけど、審議のほうよろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、507番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、508番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号508-1、鴨方町本庄、畑、528平米。同じく2ほかといたしまして、田3筆、821平米、畑1筆、89平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。なお、譲受人は〇〇〇〇となっておりますけれども、中古住宅を取得して市内に転入し営農されるのでございまして。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 7番柚木です。

議長 地図は5、6ページになります。この譲渡人の〇〇〇〇さん、これは今〇〇〇〇で〇〇〇〇に入っていてできないもんですから。また、〇〇〇〇のほうのこの〇〇〇〇さんが気に入って、帰ってきて農業をします。そういう格好で話がついたようです。問題ないと思いますから、審議のほうよろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、508番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。  
続きまして、512番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号512、鴨方町本庄、畑、825平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 地図は前と一緒に5、6ページで、その一部の畑を。遠くから帰ってこられてもできないと、そうしたところへ広いところだけ、この〇〇〇〇さんが引き取るという格好で話がついたらしいです。問題ないと思いますから、審議のほうよろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、512番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。  
続きまして、514番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号514、鴨方町鴨方、畑、195平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。  
地図は7ページ、8ページになります。この案件は12月に5条申請が出ています。その5条申請が出たときにこの土地も一緒に申請する予定だったようですが、業者の書類不備か何かでできなくて今回になったようです。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、514番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。  
議案第6号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 513番の件について、事務局の説明を求めます。  
失礼します。議案書は4ページになりますのでお開きください。  
議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年2月15日提出。  
番号513-1、金光町占見新田、田、14平米。同じく2ほかといたしまして、田2筆、697平米、畑1筆、103平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は分譲宅地で、施設の概要はほかの土地と合わせてになりますが、〇〇〇〇です。農地区分は第3種で、用途地域内になります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地と公衆用道路または雑種地です。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。  
委 員 1番大橋です。  
地図は9ページから10ページです。場所は金光学園から北へ100メートルから150メートルの旧県道沿いになります。今のところ分譲住宅6区画ということで、特に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、513番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。  
続きまして、501番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は5ページになりますのでお開きください。  
議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和6年2月15日提出。  
番号501、金光町大谷、田、309平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。  
委 員 5番古川です。  
位置図は11、12ページになりますが、この土地は国道2号線の金光隧道と唐船の交差点のちょうど中ほどに点滅の信号機の交差点があるんですけど、それから南へ200メートルぐらい、ちょうど2つ大きい池がある、その池の裾にあります。この

土地は隣の〇〇〇〇という人の娘というか、そういう関係にあって親のそばに家を建てるといふようなことになっておるようです。土木委員等の話も進んでおりまして、何も問題ないかと思ひます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま説明がありました。  
　　　　　質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。  
　　　　　それでは、501番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定いたします。  
　　　　　続きまして、747番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 　失礼します。番号747、金光町占見新田、畑、442平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は農業用倉庫で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種で、用途地域内になります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願ひいたします。

議長 　　次に、1番大橋委員、補足説明をお願ひします。

委員 　　1番大橋です。

　　　　　地図は先ほどの9ページから10ページのところで、前に説明して、金光学園から旧県道のちょうど中間ぐらいになります。それで、農業用倉庫を建てるといふことで別に問題はないと思ひます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 　　ただいま説明がありました。  
　　　　　質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。  
　　　　　それでは、747番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定いたします。  
　　　　　議案第7号農用地利用集積計画についてを議題とします。  
　　　　　事務局の説明を求めます。

　　　　　なお、〇〇〇〇推進委員が当事者となっている案件がありますので、推進委員は農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限の対象ではありませんが、公正を期するため、〇〇〇〇推進委員には当該案件の審議が終了するまで退席をお願ひいたします。

（〇〇〇〇推進委員 退場）

議長 　　それでは、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 　失礼します。議案書は6ページから7ページになります。

　　　　　議案第7号農用地利用集積計画につきまして、令和6年2月15日提出。

　　　　　それでは、説明いたします。

番号38番から49番の12件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納付猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は8名と1法人、農地は19筆です。更新が15筆、新規が4筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が14筆、10年以上が5筆の以上となります。

次に、8ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきまして、田1万3,135平方メートル、畑1,479平方メートル、計1万4,614平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することと決定します。

〇〇〇〇推進委員に入室をしてもらってください。

(〇〇〇〇推進委員 入場)

議長 〇〇〇〇推進委員に報告します。

議案第7号は承認されました。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第2号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は9ページになりますのでお開きください。

報告第2号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和6年2月15日提出。

番号744-1、金光町須恵、田、432平米。同じく2、金光町須恵、田、333平米。同じく3、金光町須恵、田、1,040平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和5年12月25日、引渡し年月日は令和5年12月31日です。

番号745、金光町須恵、田、273平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和5年12月25日、引渡し年月日は令和5年12月31日です。

番号746。金光町須恵、田、695平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和5年12月25日、引渡し年月日は令和5年12月31日です。

番号502、鴨方町六条院西、田、1,261平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人

は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年12月28日です。

番号504-1、鴨方町地頭上、田、356平米。同じく2、鴨方町地頭上、田、767平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和6年1月9日です。

番号510、金光町大谷、畑、170平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和6年1月14日です。

番号511、金光町大谷、畑、95平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和6年1月14日です。

以上になります。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第3号形状変更届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は10ページになりますのでお開きください。

報告第3号形状変更届について。令和6年2月15日提出。

番号503、金光町占見、田、525平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、〇〇〇〇です。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いします。

事務局 ①利用意向調査について

②業委員会組織による能登半島地震義援金の募集について

③改選に伴う次期委員の募集状況について

④農業委員会事務局の移転について

⑤前回欠席者への連絡事項について

⑥活動記録について

⑦次回の農業委員会について

議長 ①おかやま女性農業委員会との懇談について

委員 ①認定農業者について

議長 それでは、閉会します。そのまま続けて勉強会のほうへ移りたいと思いますので、しばらくお待ちください。



閉会（午後2時03分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年2月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩